

V

資料

沖縄県内の高等学校一覧

■那覇公共職業安定所 管轄

令和6年5月現在

設立区分	学校名	所在地	電話	学科等
県	糸 満	〒901-0361 糸満市宇糸満1696-1	098-994-2012	普通
県	浦 添	〒901-2121 浦添市字内間3-26-1	098-877-4970	普通
県	浦 添 工 業	〒901-2111 浦添市字経塚1-1-1	098-879-5992	情報技術 インテリア デザイン 調理 建築
県	浦 添 商 業	〒901-2132 浦添市字伊祖3-11-1	098-877-5844	国際観光 企業システム ITビジネス
県	沖 縄 工 業	〒902-0062 那覇市松川3-20-1	098-832-3831	電子機械 建築 土木 工業化学 情報電子 生活情報
県	沖 縄 水 産	〒901-0305 糸満市字西崎町1-1-1	098-994-3483	海洋技術 海洋サイエンス 総合学 専攻科(漁業、機関、無線 通信)
県	小 禄	〒901-0151 那覇市鏡原町22-1	098-857-0481	普通
県	開 邦	〒901-1105 島尻郡南風原町字新川646	098-889-1715	芸術 学術研究
県	久 米 島	〒901-3121 島尻郡久米島町字嘉手苺727	098-985-2233	普通 園芸
県	向 陽	〒901-0511 八重瀬町具志頭村字港川150	098-998-9324	普通 理数 国際文科
県	首 里	〒903-0816 那覇市首里真和志町2-43	098-885-0028	普通 染織デザイン
県	首 里 東	〒903-0804 那覇市首里石嶺町3-178	098-886-1578	普通
県	知 念	〒901-1303 島尻郡与那原町字与那原11	098-946-2207	普通
県	泊	〒900-8610 那覇市泊3-19-2	098-868-1237	普通(午前・定) 普通(夜間・定) 普通(通)
県	豊 見 城	〒901-0201 豊見城市字真玉橋217	098-850-5551	普通

■那覇公共職業安定所 管轄

令和6年5月現在

設立区分	学校名	所在地	電話	学科等
県	豊 見 城 南	〒901-0223 豊見城市字翁長520	098-850-1950	普通
県	那 覇 工 業	〒901-2122 浦添市勢理客4-22-1	098-877-6144	機械 自動車 電気 グラフィックアーツ 服飾デザイン 機械(定) 電気(定)
県	那 覇 国 際	〒900-0005 那覇市天久1-29-1	098-860-5931	普通 国際
県	那 覇 商 業	〒900-0032 那覇市松山1-16-1	098-866-6555	商業 会計 情報処理 国際経済 商業(定)
県	那 覇	〒900-0014 那覇市松尾1-21-44	098-867-1623	普通
県	那 覇 西	〒901-0155 那覇市金城3-5-1	098-858-8274	普通 国際人文 体育
県	南 部 工 業	〒901-0402 八重瀬町東風平字富盛1338	098-998-2313	機械 電気 建築設備
県	南 部 商 業	〒901-0411 島尻郡八重瀬町字友寄850	098-998-2401	情報ビジネス 流通ビジネス OA経理 オフィスクリエイト、流通クリエイト デジタルクリエイト、観光クリエイト
県	南 部 農 林	〒901-0203 豊見城市字長堂182	098-850-6006	食料生産科 生物資源科 食品加工科 環境創造科 生活デザイン科
県	西 原	〒903-0117 中頭郡西原町字翁長610	098-945-5418	普通
県	南 風 原	〒901-1117 島尻郡南風原町字津嘉山1140	098-889-4618	普通
県	真 和 志	〒902-0072 那覇市真地248	098-833-0810	普通 みらい福祉 クリエイティブアコース
県	陽 明	〒901-2113 浦添市字大平488	098-879-3062	総合学
県	陽 高 等 支 援 学 校	〒901-2113 浦添市字大平488	098(879)3062	総合産業
県	南 風 原 高 等 支 援 学 校	〒901-1117 島尻郡南風原町字津嘉山1140	098-889-4618	産業

■那覇公共職業安定所 管轄

令和6年5月現在

設立区分	学校名	所在地	電話	学科等
県	や え せ 高等支援学校	〒901-0411 八重瀬町東風平字友寄850	098-998-2401	産業
県	大 平 特別支援学校	〒901-2113 浦添市大平1-27-1	098-877-4941	普通
県	沖 繩 盲 学 校	〒901-1111 島尻郡南風原町字兼城473	098-889-5375	普通 専攻
県	鏡 ケ 丘 特別支援学校	〒901-2104 浦添市字当山3-2-7	098-877-4940	普通
県	島 尻 特別支援学校	〒901-0411 八重瀬町字友寄160	098-998-8240	普通
県	那 覇 特別支援学校	〒902-0064 那覇市寄宮2-3-30	098-834-0948	普通
県	那 覇 みらい支援学校	〒900-0024 那覇市古波蔵4-10-17	098-855-7831	普通
県	西 崎 特別支援学校	〒901-0305 糸満市西崎1-1-2	098-994-6855	普通
県	森 川 特別支援学校	〒903-0128 中頭郡西原町字森川151	098-945-3008	普通
私	沖 繩 尚 学	〒902-0075 那覇市国場747	098-832-1767	普通
私	興 南	〒902-0061 那覇市古島1-7-1	098-884-3292	普通
私	昭 和 薬 科 大 学 附 属	〒901-2112 浦添市沢岨450	098-870-1854	普通
私	大 育 高 等 専 修 学 校	〒902-0066 那覇市大道5-1	098-885-5311	総合
私	専修学校IDA高等課程 (未来高校)	〒900-0021 那覇市泉崎1-13-3	098-863-0936	総合 普通課 (通)
私	つくば開成国際	〒900-0022 那覇市桶川2-5-1	098-835-0298	普通科 (通)

■那覇公共職業安定所 管轄

令和6年5月現在

設立区分	学校名	所在地	電話	学科等
県	石 川	〒904-1115 うるま市石川伊波861	098-964-2006	普通
県	嘉 手 納	〒904-0202 中頭郡嘉手納町字屋良806	098-956-3336	総合学
県	北 中 城	〒901-2302 中頭郡北中城村字渡口1997-13	098-935-3377	普通
県	宜 野 座	〒904-1302 国頭郡宜野座村字宜野座1	098-968-8311	普通
県	宜 野 湾	〒901-2224 宜野湾市真志喜2-25-1	098-897-1020	普通 (全) 普通 (通)
県	球 陽	〒904-0035 沖縄市南桃原1-10-1	098-933-9301	理数 国際英語
県	具 志 川	〒904-2236 うるま市喜仲3-28-1	098-973-1213	普通
県	具 志 川 商 業	〒904-2215 うるま市みどり町6-10-1	098-972-3287	リゾート観光 オフィスビジネス ビジネスマルチメディア 情報システム
県	コ ザ	〒904-0011 沖縄市字照屋5-5-1	098-937-3563	普通 商業 (定)
県	北 谷	〒904-0103 中頭郡北谷町字桑江414	098-936-1010	普通
県	美 来 工 科	〒904-0001 沖縄市字越來3-17-1	098-937-5451	自動車工学 電子システム 機械システム 土木工学科 ITシステム コンピュータデザイン
県	中 部 商 業	〒901-2214 宜野湾市字我如古2-2-1	098-898-4888	総合ビジネス 情報ビジネス 国際ビジネス 生涯スポーツ
県	中 部 農 林	〒904-2213 うるま市田場1570	098-973-3578	熱帯資源 園芸科学 食品科学 造園 福祉 農業 (定)
県	普 天 間	〒901-2202 宜野湾市字普天間1-24-1	098-892-3354	普通
県	前 原	〒904-2213 うるま市字田場1827	098-973-3249	普通

■那覇公共職業安定所 管轄

令和6年5月現在

設立区分	学校名	所在地	電話	学科等
県	美里	〒904-2151 沖縄市字松本2-5-1	098-938-5145	普通
県	美里工業	〒904-2172 沖縄市字泡瀬5-42-2	098-937-5848	機械 電気 建築 設備工業 調理
県	与勝	〒904-2312 うるま市勝連字平安名3248	098-978-5230	普通
県	読谷	〒904-0303 中頭郡読谷村字伊良皆198	098-956-2157	普通
県	泡瀬特別支援学校	〒904-2173 沖縄市字比屋根5-2-20	098-932-7584	普通
県	沖縄高等特別支援学校	〒904-2213 うるま市田場1243	098-973-1661	就労技術
県	沖縄ろう学校	〒901-2304 中頭郡北中城村字屋宜原415	098-932-5475	普通
県	美咲特別支援学校	〒904-2153 沖縄市字美里4-18-1	098-938-1037	普通
県	はなさき支援学校	〒901-2304 中頭郡北中城村字屋宜原415	098-989-0192	普通
県	中部農林高等支援学校	〒904-2213 うるま市田場1570	098-973-3578	総合実務
私	沖縄カトリック	〒901-2215 宜野湾市真栄原3-16-1	098-897-3300	普通
私	N高等学校 (角川ドワンゴ学園)	〒904-2421 うるま市与那城伊計224	098-983-1677	普通(通広域)

■名護公共職業安定所 管轄

令和6年5月現在

設立区分	学校名	所在地	電話	学科等
県	名護	〒905-0018 名護市大西5-17-1	0980-52-2615	普通 フロンティア
県	名護商工	〒905-0018 名護市大北4-1-23	0980-52-3389	商業 電建システム 機械システム 工業技術 建築 総合情報 地域産業
県	辺土名	〒905-1304 国頭郡大宜味村饒波2015	0980-44-3103	普通 環境 自然環境
県	北山	〒905-0424 国頭郡今帰仁村字仲尾次540-1	0980-56-2401	普通 理数
県	北部農林	〒905-0006 名護市字宇茂佐13	0980-52-2634	熱帯農業 園芸工学 林業緑地 生活科学 食品科学 農業(定)
県	本部	〒905-0214 国頭郡本部町字渡久地377	0980-47-2418	普通
県	桜野特別支援学校	〒905-0006 名護市字宇茂佐1787-1	0980-52-3920	普通
県	名護特別支援学校	〒905-0006 名護市字宇茂佐760	0980-52-0505	普通
私	ヒューマン キャンパス 高等学校	〒905-2264 名護市三原263番地	0980-45-9111	普通(通単)
私	八洲学園大学 国際高等学校	〒905-0207 国頭郡本部町字備瀬1249	0980-51-7711	普通(通単)

■宮古公共職業安定所 管轄

令和6年5月現在

設立区分	学校名	所在地	電話	学科等
県	宮古総合実業	〒906-0013 宮古島市平良字下里280	0980-72-2249	食と環境科 商業 海洋科学 生物生産 生活福祉
県	宮古	〒906-0012 宮古島市平良字西里718-1	0980-72-2118	普通 理数 文理研究
県	宮古工業	〒906-0007 宮古島市平良字東仲宗根968-4	0980-72-3185	生活情報 自動車機械システム 電気情報
県	宮古特別支援学校	〒906-0002 宮古島市平良字狩俣4005-1	0980-72-5117	普通

■八重山公共職業安定所 管轄

令和6年5月現在

設立区分	学校名	所在地	電話	学科等
県	八重山	〒907-0004 石垣市字登野城275	0980-82-3972	普通
県	八重山商工	〒907-0002 石垣市字真栄里180	0980-82-3892	商業 機械電気 情報技術 商業(定)
県	八重山農林	〒907-0022 石垣市字大川477-1	0980-82-3955	アグリフード グリーンライフ フードプロデュース ライフスキル
県	八重山特別支援学校	〒907-0243 石垣市字宮良77	0980-86-7345	普通
私	学校法人みずほ学園 瑞穂MSC	〒907-0014 石垣市新栄町6-18	0980-87-6678	普通(通広域)

沖縄県内の大学・短期大学一覧

令和6年5月現在

設立区分	学校名	所在地	学部等	学科等	就職担当部署	
国立 大学法人	琉球大学	〒903-0213 中頭郡西原町字千原1 TEL 098-895-8012	人文社会学部	国際法政学科・人間社会学科・ 琉球アジア文化学科	学生支援課就職係 098-895-8118	
			国際地域創造学部	観光地域デザインプログラム・経営プログラム・ 経済学プログラム・国際言語文化プログラム・地 域文化科学プログラム		
			教育学部	学校教育教員養成課程		
理学部	数理科学科・物質地球科学科・海洋自然科学科					
医学部	医学科・保健学科					
工学部	工学科					
農学部	亜熱帯地域農学科・亜熱帯農林環境科学科・ 地域農業工学科・亜熱帯生物資源科学科					
大学院	人文社会科学研究科・地域共創研究科 教育学研究科・医学研究科 保健学研究科・理工学研究科・農学研究科 法務研究科・鹿児島大学大学院連合農学研究科					
県立	沖縄県立芸術大学	〒903-8602 那覇市首里当蔵町1-4 TEL 098-882-5000	美術工芸学部	美術学科・デザイン工芸学科		教務学生課 098-882-5080
			音楽学部	音楽学科		
公立 大学法人	名桜大学	〒905-8585 名護市字為又1220-1 TEL 0980-51-1100	国際学群	国際文化学科・国際観光産業学科 国際文化専攻・語学教育専攻・経営専攻 情報システムズ専攻・診療情報管理専攻・ 観光産業専攻	キャリア支援課 0980-51-1058	
			人間健康学部 専攻科	スポーツ健康学科・看護学科・健康情報学科 助産学専攻科		
私立	沖縄大学	〒902-8521 那覇市字国場555 TEL 098-832-3216	経法商学部	経法商学科	就職支援課 098-832-3276	
			人文学部	国際コミュニケーション学科・福祉文化学 科・こども文化学科		
私立	沖縄国際大学	〒901-2701 宜野湾市宜野湾2-6-1 TEL 098-892-1111	健康栄養学部	管理栄養学科	キャリア支援課 098-893-7779	
			大学院	現代沖縄研究科		
私立	沖縄国際大学	〒901-2701 宜野湾市宜野湾2-6-1 TEL 098-892-1111	法学部	法律学科・地域行政学科	キャリア支援課 098-893-7779	
			経済学部 産業情報学部 総合文化学部	経済学科・地域環境政策学科 企業システム学科・産業情報学科 日本文化学科・英米言語文化学科・ 社会文化学科・人間福祉学科		
私立	沖縄キリスト教学院大学	〒903-0207 中頭郡西原町字翁長777 TEL 098-946-1231	人文学部	観光文化学科・英語コミュニケーション学科	キャリア支援課 098-946-1363	
			大学院	異文化コミュニケーション学研究科		
私立	沖縄女子短期大学	〒901-1304 島尻郡与那原町東浜1 TEL 098-882-9001		総合ビジネス学科 児童教育学科	教学課 098-882-9003	
私立	沖縄キリスト教短期大学	〒903-0207 中頭郡西原町字翁長777 TEL 098-946-1231		英語科 地域こども保育学科	キャリア支援課 098-946-1363	
国立	沖縄工業高等専門学校	〒905-2192 名護市字辺野古905 TEL 0980-55-4003		機械システム工学科・情報通信システム工学科 メディア情報工学科・生物資源工学科・総合科学科	学生課学生係 0980-55-4032	

■ 県 立

令和6年5月現在

訓練校名	所在地	電話番号 FAX番号	課程	訓練科目
浦添職業能力開発校	〒901-2113 浦添市大平531	TEL 098-879-2560 098-878-5627 FAX 098-876-4400	普通	自動車整備科
			短期	電気工事科
				建設機械整備科
				配管・建物設備科
				溶接・板金塗装科
				エクステリア科
オフィスビジネス科(身体障がい者対象)				
具志川職業能力開発校	〒904-2241 うるま市兼箇段1945	TEL 098-973-6680 098-973-5954 FAX 098-974-7465	普通	自動車整備科
				電気システム科
				メディア・アート科
			短期	情報システム科
				造園ガーデンニング科
				総合実務科(知的障がい者対象)
				オフィスビジネス科
				オフィスビジネス科(身体障がい者対象)

■ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

令和5年5月現在

訓練校名	所在地	電話番号 FAX番号	課程	訓練科目
沖縄職業能力 開発促進センター (ポリテクセンター沖縄)	〒904-0105 中城郡北谷町字吉原728-6	TEL 098-936-9222 FAX 098-936-1853	普通	溶接ものづくり科
				運輸機械サービス科
				建築施工技術科(企業実習付き)
				住空間デザイン科
				ビル管理技術科
				ビル管理技術科(企業実習付き)
				電気設備技術科
				組込みシステムエンジニア科
				ITサポート科
沖縄職業能力 開発大学校 (沖縄ポリテクカレッジ)	〒904-2141 沖縄市池原2994-2	TEL 098-934-6282 FAX 098-934-6287	専門	生産機械技術科
				電子情報技術科
				電気エネルギー制御科
				住居環境科
				物流情報科
				国際ホスピタリティー観光科
			応用	生産機械システム技術科
				生産電子情報システム技術科
				生産電気システム技術科
				生産ロボットシステムコース

# 沖縄県の最低賃金

確認しよう、最低賃金！  
事業者も、労働者も、お互いに。

沖縄県内の使用者は、この最低賃金額より低い賃金で労働者を使用することはできません。

## (1) 地域別最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額	適用範囲	効力発生日
沖縄県最低賃金	896	沖縄県内のすべての労働者及び使用者に適用されます。ただし、下記の特定(産業別)最低賃金対象業種に該当する場合には、当該最低賃金が適用されます。	令和5年10月8日

## (2) 特定(産業別)最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額	適用範囲	効力発生日
新聞業	左記の最低賃金は、令和5年度は改正がありませんでした。 このため、令和5年10月8日からは、沖縄県最低賃金896円が適用されます。	ただし、次に掲げる者は(2)の特定(産業別)最低賃金から除外され(1)の地域別最低賃金が適用されます。 ①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者	
自動車(新車)小売業			
各種商品小売業			
糖類製造業			
適用除外			

- ◆ 最低賃金に算入されない賃金 … ①精皆手当、通勤手当及び家族手当 ②臨時に支払われる賃金 ③1か月をこえる期間ごとに支払われる賃金 ④時間外、休日労働割増賃金等
- ◆ 特定(産業別)最低賃金が適用される事業には、当該産業の管理、補助的経済活動を行う事業所及び管理する全子会社を通じての主要な経済活動が当該産業に分類される純粋持株会社が含まれます。
- ◆ 最低賃金に関するお問い合わせは、**沖縄労働局 賃金室** 電話(098)868-3421)又は最寄りの**労働基準監督署**へ。  
那覇労働基準監督署 電話(098)868-8033 沖縄労働基準監督署 電話(098)982-1263 名護労働基準監督署 電話(0980)52-2691 宮古労働基準監督署 電話(0980)72-2303 八重山労働基準監督署 電話(0980)82-2344

ご存知ですか？最低賃金引上げ支援(中小企業向け)業務改善助成金！  
雇用環境均等室 098-868-4403)

働き方改革、生産性向上の取り組みを支援します。  
無料でご相談に応じます。まずは、ご相談を！  
沖縄働き方改革推進支援センター 0120-420-780

《厚生労働省 沖縄労働局》

# 若者雇用促進法に基づく指針を改正しました

## 若者雇用促進法に基づく指針とは

青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針

- 「青少年の雇用の促進等に関する法律」（若者雇用促進法）に基づき、**職業紹介事業者・募集情報等提供事業者などが講ずべき措置をまとめた指針**です。
- 令和3年4月に改正され、**近年問題となった留意事項**について、募集情報等提供事業者などが講ずべき措置を新たに定めています。



指針の全体版もご覧ください

## 職業紹介事業者・募集情報等提供事業者の方へ 4つのポイントをご確認ください

### 事業主が遵守すべき措置の適切な履行

- 事業主が募集に当たって遵守すべき事項が適切に履行されるよう、**必要な措置を講じること。**

#### 事業主が遵守すべき事項とは

- 青少年が適切に職業選択を行い、安定的に働くことができるように、**労働条件などの明示などに関する事項を遵守すること。**
- 明示する従事すべき業務の内容等は、**虚偽または誇大な内容としないこと。**
- 固定残業代を採用する場合は、**固定残業代に関する労働時間数と金額等の計算方法などを明示すること。** など

### 青少年雇用情報

- 自ら就職支援サイトを運営する場合は、**事業主の青少年雇用情報**について、可能な限り**すべての項目が掲載**されるよう取り組むこと。

#### 青少年雇用情報とは

事業主は、応募者などに対して、平均勤続年数や研修の有無と内容といった**就労実態等の職場情報**を提供する仕組みがあります。

→詳しくはこちら



### 情報の提供に当たっての留意点

- 提供する情報は**分かりやすいもの**とすること。
- 若者からの**苦情**を迅速、適切に処理するための**体制の整備及び改善向上**に努めること。
- 学業への影響**を考慮した**適正な事業運営**を行うこと。

●「情報の提供に当たっての留意点」「個人情報の適正な管理」は、募集情報等提供事業者のみの講ずべき措置

### 個人情報の適切な管理

新規

- 職業安定法に基づく**職業紹介事業者等指針\***を踏まえ、**個人情報の適切な管理**を行うこと。

※「職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業者を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示、労働者の募集を行う者等の責務、労働者供給事業者の責務等に関して適切に対処するための指針」

詳しくは裏面へ

# 若者雇用促進法に基づく指針（一部抜粋）

## 第四 特定地方公共団体及び職業紹介事業者等が青少年の雇用機会の確保及び職場への定着促進のために講ずべき措置

青少年の就職支援並びに職業能力の開発及び向上に携わる主な関係者として、特定地方公共団体及び職業紹介事業者等は、青少年が安定的な就業機会を得て、職場定着及びキャリアアップを実現できるよう、次に掲げる措置を講ずるよう努めるとともに、第二の一の(一)に掲げる事項が適切に履行されるよう、必要な措置を講ずること。

### 一 青少年の主体的な職業選択・キャリア形成の促進

特定地方公共団体、職業紹介事業者、募集情報等提供事業者、地域若者サポートステーション及びキャリア形成サポートセンターは、青少年自身が主体的に職業選択及びキャリア形成を行えるよう、青少年の希望等を踏まえながら、個々の状況に応じた支援を行うことが望ましいこと。

### 二 中途退学者及び未就職卒業生への対応

学校等を中途退学した者(以下この二において「中途退学者」という。)や、卒業時まで就職先が決まらなかった者(以下この二において「未就職卒業生」という。)については、個々の事情に配慮しつつ希望に応じた就職支援が必要である。

このため、中途退学者について、特定地方公共団体、職業紹介事業者及び地域若者サポートステーションは、学校等及び公共職業安定所と協力しつつ相互に連携し、中途退学者の個々の状況に応じた自立支援を行うとともに、自らの支援内容が中途退学者に対して効果的に提供されるようにすること。また、未就職卒業生について、特定地方公共団体及び職業紹介事業者は、学校等及び新卒応援ハローワークと協力し、個別支援や面接会の開催など、卒業直後の支援を充実させること。

### 三 募集情報等提供事業者による就職支援サイトの運営

事業主が募集情報等提供事業者の就職支援サイトを活用して募集活動を行う場合において、募集情報等提供事業者は、当該募集に関する情報を提供するに当たって、次に掲げる事項に留意すること。

- (一) 青少年が、適切に職業選択を行うことができるよう、就職支援サイトで提供する情報はわかりやすいものとする
- こと、提供する情報の量を適正なものとする
- こと、青少年の主体性を尊重したサービスの提供を行うこと等について配慮すること。
- (二) 相談窓口の明確化等、当該事業に係る労働者となろうとする青少年からの苦情を迅速、適切に処理するための体制の整備及び改善向上に努めること。
- (三) 学生、生徒等を対象とした事業を行うときは、学業への影響を考慮した適正な事業運営を行うこと。

新規

(四) 募集情報等提供事業者は、労働者になろうとする青少年の個人情報の収集、保管及び使用を行うに当たっては、職業紹介事業者等指針第四の一を踏まえること。また、募集情報等提供事業者は、職業紹介事業者等指針第四の二を踏まえ、秘密に該当する個人情報の厳重な管理等、労働者になろうとする青少年の個人情報の適正な管理を行うこと。

なお、募集情報等提供事業者は、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第五項に規定する個人情報取扱事業者（以下この四において「取扱事業者」という。）に該当する場合には、同法第四章第一節に規定する義務を遵守しなければならないこと。

また、取扱事業者に該当しない場合であっても、取扱事業者に準じて、個人情報の適正な取扱いの確保に努めること。

### 四 青少年雇用情報の提供

(一) 特定地方公共団体及び職業紹介事業者(職業安定法第三十三条の二第一項の規定により無料職業紹介事業の届出を行った場合は、学校等も含まれることに留意すること)は、学校卒業見込者等求人(法第十一条に規定する学校卒業見込者等求人という。以下同じ。)の申込みを受理する際に、法第十四条の趣旨に沿って、求人者に青少年雇用情報の提供を求めるとともに、全ての青少年雇用情報を提供するよう働きかけ、学校卒業見込者等に対する職業紹介に活用することが望ましいこと。また、特定地方公共団体及び職業紹介事業者は、就職支援サイトを運営する場合は、事業主の青少年雇用情報について、可能な限り施行規則第五条第一項に掲げる事項が掲載されるよう取り組むこと。

求人者の申込みを受理する段階で提供がなされていない青少年雇用情報について、学校卒業見込者等から特定地方公共団体又は職業紹介事業者に対して個別に照会があった場合は、法第十四条の趣旨に沿って、特定地方公共団体又は職業紹介事業者から求人者に対して当該照会に係る青少年雇用情報の提供を求めると望ましいこと。この場合において、当該照会を行った学校卒業見込者等に関する情報を求人者に明示する必要はないことに留意すること。

(二) 募集情報等提供事業者は、自らの運営する就職支援サイトに、学校卒業見込者等募集(法第十三条第一項の学校卒業見込者等募集をいう。)を行う事業主の青少年雇用情報について、可能な限り施行規則第五条第一項に掲げる事項が掲載されるよう取り組むこと。

五・六 略

### 七 青少年の希望及び状況に応じた関係機関の紹介

特定地方公共団体、職業紹介事業者、職業訓練機関及び地域若者サポートステーションは、青少年の希望及び状況に応じて、支援対象の青少年を適切な機関で紹介するなど、適宜連携しながら切れ目なく必要な支援が受けられるように配慮すること。

八 略



厚生労働省 都道府県労働局 ハローワーク

LL030428開若02

新規学卒者などを募集する事業主の皆さまへ

## 若者の募集・採用等に関する指針 ご対応いただきたい5つのポイントを紹介し



指針の全体版も  
ご覧ください



### 若者雇用促進法に基づく指針とは

青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針

- 「青少年の雇用の促進等に関する法律」（若者雇用促進法）に基づき、**若者を募集・採用等する事業主などが講ずべき措置をまとめた指針**です。
- 令和3年4月に改正し、**近年問題となった留意事項**について、事業主などが講ずべき措置を新たに定めています。

## 1 募集にあたっての労働条件の明示などの対応が必要です

- 青少年が適切に職業選択を行い、安定的に働くことができるように、**労働条件などの明示などに関する事項を遵守**すること。
- 明示する従事すべき業務の内容等は、**虚偽または誇大な内容としない**こと。
- **固定残業代**を採用する場合は、固定残業代に関する労働時間数と金額等の計算方法などを明示すること。

新規!!

- 職業安定法に基づく職業紹介事業者等指針\*第4に基づき、**求職者等の個人情報を適切に取り扱う**こと

\* 「職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示、労働者の募集を行う者等の責務、労働者供給事業者の責務等に関して適切に対処するための指針」

固定残業代の詳細



労働関係法令の留意点



## 2 内定取消しは無効になることもあります

- 労働契約が成立したと認められる場合には、**客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない採用内定取り消しは無効**とされることに十分に留意し、採用内定取消しを防止するため、**最大限の経営努力**などを行うこと。やむを得ない事情により採用内定取消しなどを行う場合には、**就職先の確保について最大限の努力**を行うこと。

\* 職業安定法施行規則第35条第2項では、採用内定取消しなどを行う事業主は、所定の様式により、あらかじめ、公共職業安定所等に通知することとなっています。

新規!!

- 採用内定または採用内々定と引き替えに、他の事業主に対する**就職活動を取りやめるよう強要することなどの職業選択の自由を妨げる行為**などは、青少年に対する公平・公正な就職機会の提供の観点から**行わない**こと。

新規!!

- 労働契約が成立したと認められる場合には、採用内定者に対して、**自由な意思決定を妨げるような内定辞退の勧奨は、違法な権利侵害に当たるおそれがあることから行わない**こと。

## 3 就活生などに対するハラスメントにも注意してください

新規!!

- 事業主は、雇用する労働者が**就職活動中の学生やインターンシップを行っている者等に対する言動について、必要な注意を払うよう配慮**することが望ましいこと。

特に就職活動中の学生に対する**セクシュアルハラスメント**等は、正式な採用活動のみならず、**OB・OG訪問等の場でも問題化**しています。

企業としての責任を自覚し、OB・OG訪問等の際も含めて、**セクシュアルハラスメント等は行ってはならないものであり厳正な対応を行う旨などを、研修などを実施し社員に対して周知徹底**すること、**OB・OG訪問等を含めて学生と接する際のルールをあらかじめ定める**こと等により、未然の防止に努めましょう。

ハラスメントの詳細



## 4 「青少年雇用情報」の情報提供が必要です

- ホームページでの公表などで、**青少年雇用情報の全ての項目について情報提供**することが望ましいこと。

### 青少年雇用情報とは

若者雇用促進法により、事業主は、応募者などに対して、**平均勤続年数や研修の有無と内容といった就労実態等の職場情報を提供**する仕組みがあります。

職場情報は、新卒者の募集を行う企業に対し、企業規模を問わず、  
(i) 幅広い情報提供を努力義務  
(ii) 応募者等から求めがあった場合は、以下の3類型(ア~ウ)ごとに1つ以上の情報提供を義務としています。

- (ア) 募集・採用に関する状況
- (イ) 職業能力の開発・向上に関する状況
- (ウ) 企業における雇用管理に関する状況

青少年雇用情報の詳細



## 5 卒業後3年以内の者も「新卒卒」での応募受付ができるよう努めてください

- 既卒者が卒業後少なくとも**3年間**は「**新卒卒**」に応募できるようにすることや、できる限り**上限年齢を設けない**ように努めること。
- **通年採用や秋季採用の導入**等の個々の事情に配慮した柔軟な対応を積極的に検討するよう努めること。

既卒者の応募の詳細



通年採用・秋季採用の詳細



厚生労働省 都道府県労働局 ハローワーク  
Ministry of Health, Labour and Welfare

LL030428開若01



# 採用内定取消しの防止について

～事業主の皆さま、労働局・ハローワークまでご相談ください～

## 事業主の皆さまへ

新卒者に対する採用内定の取消しは、学生・生徒とそのご家族に大きな失望を与えるものであり、できる限り防止することが必要です。

「青少年の雇用の促進等に関する法律」第7条に基づき厚生労働大臣が定める指針では、事業主の皆さまに対し、以下の努力を求めています。

採用内定の取消しを防止するため、**最大限の経営努力を行う等、あらゆる手段を講じること。**

- 1 ※ 新卒の採用内定者について労働契約が成立したと認められる場合には、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない採用内定の取消し（解雇）は無効とされます。

やむを得ない事情により、採用内定の取消し、または入職時期の繰り下げを行う場合には、**対象者の就職先の確保について最大限の努力を行うとともに、対象者からの補償等の要求には、誠意を持って対応すること。**

事業主の皆さまの雇用維持の努力を支援するため、**雇用調整助成金の特例**を設けました。この特例により、採用したばかりの**新規学卒者でも休業や教育訓練等をさせた場合は助成の対象**となります。



採用内定の取消しを行う前に、**まずは、お近くの労働局・ハローワークまでご相談**ください。

- 3 ※ また、既に内定取消しを行った場合、労働局・ハローワークへご連絡いただく必要がありますので、ご連絡をお願いします。

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL020316 開若 01

若者の採用・育成に積極的な中小企業の皆さまへ

ご存じですか？  
「ユースエール認定制度」

# 若者の採用・育成に積極的で 雇用管理の優良な中小企業を応援します！

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業（常時雇用する労働者が300人以下の事業主）を、若者雇用促進法に基づき厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定しています。

認定した企業の情報発信を後押しすることなどで、企業が求める人材の円滑な採用を支援し、求職中の若者とのマッチング向上を図ります。



＜認定マーク＞

## Q 「ユースエール認定企業」として認定を受けると、どんなメリットがありますか？

A ユースエール認定企業になると、以下の支援を受けることができるようになり、企業のイメージアップや優秀な人材の確保などが期待されます。

1	ハローワークなどで重点的PRを実施	「わかものハローワーク」や「新卒応援ハローワーク」などの支援拠点で認定企業を積極的にPRすることで、若者からの応募増が期待できます。また、厚生労働省が運営する、若者の採用・育成に積極的な企業などに関するポータルサイト「若者雇用促進総合サイト」などにも認定企業として企業情報を掲載しますので、貴社の魅力を広くアピールすることができます。
2	認定企業限定の就職面接会などへの参加が可能	各都道府県労働局・ハローワークが開催する就職面接会などについて積極的にご案内しますので、正社員就職を希望する若者などの求職者と接する機会が増え、より適した人材の採用を期待できます。
3	自社の商品、広告などに認定マークの使用が可能	認定企業は、ユースエール認定マーク（右）を、商品や広告などに付けることができます。認定マークを使用することにより、ユースエール認定を受けた優良企業であるということを対外的にアピールすることができます。
4	日本政策金融公庫による融資制度	株式会社日本政策金融公庫（中小企業事業）において実施している「働き方改革推進支援資金」を利用する際、基準利率から-0.65%での融資を受けることができます。 ※ 基準利率は、貸付期間、担保の有無などに応じて異なります。詳細は以下のURLをご覧ください。 <a href="https://www.jfc.go.jp/n/rate/base.html">https://www.jfc.go.jp/n/rate/base.html</a> ※ 働き方改革推進支援資金の詳細は、以下のURLをご覧ください。 <a href="https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/hatarakikata.html">https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/hatarakikata.html</a>
5	公共調達における加点評価	公共調達のうち、価格以外の要素を評価する調達（総合評価落札方式・企画競争方式）を行う場合は、契約内容に応じて、ユースエール認定企業を加点評価するよう、国が定める「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」において示されています。 ※ 加点評価の詳細は、公共調達を行う行政機関によって定められています。

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL060328開若01

【認定基準】

1	学卒求人※1など、若者対象の正社員※2の求人申込みまたは募集を行っていること
2	若者の採用や人材育成に積極的に取り組む企業であること
3	右の要件をすべて満たしていること <ul style="list-style-type: none"> <li>・「人材育成方針」と「教育訓練計画」を策定していること</li> <li>・直近3事業年度の新卒者などの正社員として就職した人の離職率が20%以下※3</li> <li>・前事業年度の正社員の月平均所定外労働時間が20時間以下かつ、月平均の法定時間外労働60時間以上の正社員が1人もいないこと</li> <li>・前事業年度の正社員の有給休暇の年間付与日数に対する取得率が平均70%以上又は年間取得日数が平均10日以上※4</li> <li>・直近3事業年度で男性労働者の育児休業等取得者が1人以上又は女性労働者の育児休業等取得率が75%以上※5</li> </ul>
4	右の青少年雇用情報について公表していること <ul style="list-style-type: none"> <li>・直近3事業年度の新卒者などの採用者数・離職者数、男女別採用者数、平均継続勤務年数</li> <li>・研修内容、メンター制度の有無、自己啓発支援・キャリアコンサルティング制度・社内検定等の制度の有無とその内容</li> <li>・前事業年度の月平均の所定外労働時間、有給休暇の平均取得日数、育児休業の取得対象者数・取得者数（男女別）、役員・管理職の女性割合</li> </ul>
5	過去3年間に認定企業の取消を受けていないこと
6	過去3年間に認定基準を満たさなくなったことにより認定を辞退していないこと※6
7	過去3年間に新規学卒者の採用内定取消しを行っていないこと
8	過去1年間に事業主都合による解雇または退職勧奨を行っていないこと※7
9	暴力団関係事業主でないこと
10	風俗営業等関係事業主でないこと
11	各種助成金の不支給措置を受けていないこと
12	重大な労働関係等法令違反を行っていないこと

- ※1 少なくとも卒業後3年以内の既卒者が応募可であることが必要です。  
 ※2 正社員とは、直接雇用であり、期間の定めがなく、社内の他の雇用形態の労働者（役員を除く）に比べて高い責任を負いながら業務に従事する労働者をいい、派遣契約で業務に従事する者は除きます。  
 ※3 直近3事業年度の採用者数が3人または4人の場合は、離職者数が1人以下であれば、可とします。  
 ※4 有給休暇に準ずる休暇として、企業の就業規則等に規定する、有給である、毎年全員に付与する、という3つの条件を満たす休暇について、労働者1人あたり5日を上限として加算することができます。  
 ※5 男女ともに育児休業などの取得対象者がいない場合は、育休制度が定められていば可とします。また、「くるみん認定」（子育てサポート企業として厚生労働省が定める一定の基準を満たした企業。プラチナくるみん、トライくるみん、プラスを含みます。）を取得している企業については、認定を受けた年度を含む3年度間はこの要件を不問とします。  
 ※6 3、4の基準を満たさずに辞退した場合、再度基準を満たせば辞退の日から3年以内であっても再申請が可能です。  
 ※7 離職理由に虚偽があることが判明した場合（実際は事業主都合であるにもかかわらず自己都合であるなど）は取り消します。

**Q 認定企業になるには、どうすればよいですか？**

**A** 認定企業となるためには、各都道府県労働局へ申請が必要です。上記の認定基準を満たしていることを確認した後、各都道府県労働局から認定通知書を交付します。

※申請書などの提出は、ハローワークを経由して行うことができます。また、認定基準を満たしているかどうかを確認するための書類をご提出いただけます。詳細は、各都道府県労働局へお問い合わせください。

**電子申請も利用できます！**

ユースエールの認定申請は、持参又は郵送によるほか、e-Govポータルサイトから、電子申請の利用が可能です。ぜひご利用ください。（<https://shinsei.e-gov.go.jp/>）

本リーフレットの内容について詳しくは、都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。（融資制度の詳細は、株式会社日本政策金融公庫へお問い合わせください）

公共職業安定所一覧

公共職業安定所名	所在地	電話番号 FAX番号	管轄区域
那覇	〒900-8601 那覇市おもろまち1-3-25 ※沖縄職業総合庁舎内 (1~3F)	TEL 098-866-8609 FAX 098-866-0808	那覇市 浦添市 糸満市 南城市 豊見城市 西原町 与那原町 南風原町 八重瀬町 久米島町 渡嘉敷村 座間味村 粟国村 渡名喜村 南大東村 北大東村
沖縄	〒904-0003 沖縄市住吉1-23-1	TEL 098-939-3200 FAX 098-939-3209	沖縄市 うるま市 宜野湾市 恩納村 宜野座村 金武町 読谷村 嘉手納町 北谷町 北中城村 中城町
名護	〒905-0021 名護市東江4-3-12	TEL 0980-52-2810 FAX 0980-52-4091	名護市 国頭村 大宜味村 東村 今帰仁村 本部町 伊江村 伊平屋村 伊是名村
宮古	〒906-0013 宮古島市平良字下里1020	TEL 0980-72-3329 FAX 0980-73-6834	宮古島市 多良間村
八重山	〒907-0004 石垣市字登野城55-4	TEL 0980-82-2327 FAX 0980-82-1389	石垣市 竹富町 与那国町